

# 山梨県公報

第二千五百四号

平成二十七年

四月二十三日

木曜日

## 目次

○平成二十七年における建設工事の請負の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	二六一
○建築基準法に基づく道路位置指定	二六六
○収入証紙売りさばき人からの廃止の届出	二六九
○収入証紙売りさばき人の指定	二六九
公 告	
○自動車税の収納事務の委託	二六九
○開発行為に関する工事の完了について	二七〇
○都市計画の変更図書縦覧	二七〇
人事委員会	
○第八十五回(平成二十七年)山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験会場の決定について	二七一

## 告 示

### 山梨県告示第百五十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)第百六十七条の五第一項の規定に基づき、平成二十七年に山梨県が契約を締結する建設工事の請負に係る一般競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札(以下単に「一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等について次のとおり定める。

平成二十七年四月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 一般競争入札に参加することができる者

一般競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、一般

競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)を受け、資格を有すると認められたものとする。

1 令第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 令第百六十七条の四第二項の規定により一般競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第 二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

4 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の規定による許可を受けていない者

5 資格審査の申請を行う日(以下「申請日」という。)の直前に到来する事業年度の終了の日において引き続き一年以上建設業を営んでいない者

6 申請日から一年七月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていない者

### 二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者は、一般競争入札参加資格申請書(第一号様式)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(一) 経営事項審査の結果通知書の写し

(二) 工事経歴書(第二号様式)

(三) 営業所一覧表(第三号様式)

(四) 建設業許可通知書の写し

(五) 法人の登記事項証明書(法人の場合)

(六) 身分証明書(個人の場合)

(七) 納税証明書(申請書提出日直前の県税及び消費税に係るもの)

(八) 契約を締結する権限を委任している場合にあっては、委任状

(九) 役員等名簿(第四号様式)

(十) 誓約書(第五号様式)

2 申請書及び添付書類は、山梨県県土整備部県土整備総務課(郵便番号四〇〇一八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五―二三三―一六七三)にあらかじめ連絡の上持参すること。

3 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

三 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を認定した日から平成二十八年三月三十一日までとする。  
変更等の届出

四 申請書の提出後

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があったとき又は営業を停止し、休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

2 代表者、役員又は代理人

3 所在地又は住所

4 その他営業に関し重要な事項

五 資格の取消し

知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。

1 一の1から4までのいずれかに該当することとなったとき。

2 経営事項審査を継続して受けなかったとき。

3 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続

山梨県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書を提出すること。

七 資格に関する文書入手するための手段

資格審査の申請に係る様式その他の資格に関する文書は、山梨県県土整備部県土整備総務課（郵便番号四〇〇―八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五―二二三―一六七三）に請求して入手すること。

八 その他

この告示の施行の際現に建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十六年山梨県告示第三百三十号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）は、この告示に基づく資格を有する者とみなす。

第1号様式

受付番号

平成27年度一般競争入札参加資格審査申請書（建設工事）

平成27年度において、山梨県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと、当該事項に変更を生じた場合には速やかに届け出ること及び地方自治法施行令第167条の4第2項に掲げる者に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地又は住所  
 商号又は名称  
 代表者氏名 印

許可番号	般特	年度	年	月	日
-					
-					

般特欄には、一般建設業の場合は「1」を特定建設業の場合は「2」を記入のこと。

本店・本社等を記入してください。（\*欄については、記載しないこと（以下同じ。）。）

商号又は名称															
商号(フリガナ)															
*市町村コード															
市町村名															
所在地															
代表者氏名															
代表者(フリガナ)															
郵便番号	-														
電話番号															
FAX番号															
技術職員数															人
営業年数															年
資本金															千円
外資状況	1 外国籍会社 [国名:           ]					2 日本国籍会社 [国名:           ] (比率: 100%)					3 日本国籍会社 [国名:           ] [国名:           ] (比率:   %) (比率:   %)				

前記の本店・本社等以外が山梨県を担当する場合、その支店・営業所等を記入してください。

支店・営業所名															
*市町村コード															
市町村名															
所在地															
郵便番号	-														
電話番号															
FAX番号															

前記の本店・本社等以外が山梨県との契約締結等を担当する場合、その支店・営業所等を記入してください。（入札・契約・支払金の請求受領等の委任先）

支店・営業所名																									
*市町村コード																									
市町村名																									
所在地																									
代理人職名																									
代理人氏名																									
郵便番号																									
電話番号																									
FAX番号																									

入札参加を申請する建設業の業種（許可業種欄には、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を記入してください。申請業種欄には、申請する業種に「1」を記入すること。）

	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	
許可業種																													
申請業種																													

支払金融機関登録

精算払及び部分払用口座

金融機関名											*金融機関コード																
支店名											*支店コード																
預金種別	預金種別欄には、普通預金の場合は「1」、当座預金の場合は「2」を記入すること。																										
口座番号																											
口座名義(カナ)																											

前金払用口座（工事金の前金を受ける希望のある場合は、必ず記入してください。）

金融機関名											*金融機関コード																
支店名											*支店コード																
預金種別	1	前金払用口座は、普通預金の口座で、精算払及び部分払用口座と別の口座であること。																									
口座番号																											
口座名義(カナ)																											

申請書取扱い責任者 所 属  
氏 名  
電話番号

第2号様式

(建設工事の種類)

工 事 経 歴 書

注 文 者	元請又は 下請の別	工 事 名	工場場所のある 都 道 府 県	請負代金の額 (千円)	着 工 年 月	
					完成 (予定)	年 月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月
					年	月

記載要領

- 1 本表は、許可を受けた建設業の業種に対応した建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 本表は、直前3年間の主な完成工事及び直前3年間に着手した主な未完成工事について記載すること。
- 3 下請工事については、「注文者」の欄には元請業者名を記載し、「工事名」の欄には下請工事名を記載すること。
- 4 「請負代金の額」は、消費税及び地方消費税込みの金額を記載すること。

第3号様式

営 業 所 一 覧 表

番号	営業所名称	郵便番号	所在地	電話番号				
				F	A	X	番	号
		—						
		—						
		—						
		—						
		—						
		—						
		—						
		—						
		—						
		—						
		—						
		—						
		—						
		—						
		—						
		—						
		—						
		—						

記載要領

- 1 本表は、申請時現在で作成すること。
- 2 電話番号、FAX番号は、市外局番、市内局番及び番号を「- (ハイフン)」で区切ること。

第4号様式

役員等名簿

会社名 \_\_\_\_\_  
 作成担当者 \_\_\_\_\_  
 連絡先 \_\_\_\_\_  
 平成 年 月 日現在の役員

役職	氏名	氏名のふりがな	性別(男女)	生年月日(明治M、大正T、昭和S、平成H)

- 1 本様式を山梨県が山梨県警察本部に照会することについて異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消並びに契約の解約等がなされても異存ありません。

年 月 日

住所  
 氏名 (会社名及び代表者) 代表者印

※ この名簿には、法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）を記入して下さい。監査役については除きます。また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入して下さい。  
 個人の場合については、この名簿にその個人事業主を記入して下さい。

私は、下記の事項について誓約します。  
 また、これらの事項に反する場合、契約の解除等、県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、2について県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

- 1 私は、次のいずれにも該当しません。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
  - (2) 次のいずれかに該当すると認められたために令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないとされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
    - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約することを妨げた者
    - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
    - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
    - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
    - キ アからカまでのいずれかに該当すると認められたために令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないとされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないものを契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。また、次の(2)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地 \_\_\_\_\_

(ふりがな)  
 商号又は名称 \_\_\_\_\_

(ふりがな)  
 代表者 \_\_\_\_\_ 印

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日 \_\_\_\_\_



山梨県告示第百五十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年四月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定の年月日

平成二十七年四月二十三日

二 指定道路の位置

南アルプス市藤田字橋詰千百三十二番九

三 指定道路の幅員

最大幅員六・〇メートル、最小幅員六・〇メートル

四 指定道路の延長

四十七・一六メートル

山梨県告示第百五十五号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により、指定した山梨県収入証紙売りさばき人から廃止の届出があった。

平成二十七年四月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

売りさばき場所	住 所	氏 名	廃 止 年 月 日
1 甲府市飯田二丁目二番三号 山梨県立国際交流センタ	甲府市飯田二丁目二番一号 山梨県中小企業会館三階	山梨県商工会連合会 会長 小林寛樹	平成二十七年三月三十一日

山梨県告示第百五十六号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により、山梨県収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成二十七年四月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

公 告

● 自動車税の収納事務の委託  
 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に同表の中欄に掲げる事務を同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十七年四月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

売りさばき場所	住 所	氏 名	指 定 年 月 日
1 甲府市飯田二丁目二番三号 山梨県立国際交流センタ	甲府市飯田二丁目二番一号 山梨県中小企業会館四階	山梨県中小企業団体中央会 会長 内藤悦次	平成二十七年四月一日

委託した相手方の住所及び名称	委託した事務の内容	委託した期間
東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号 地銀ネットワークサービス株式会社	収納した自動車税及びその自動車税に関する収納情報の取りまとめ	平成二十七年四月二十二日から平成二十八年三月三十一日まで
山梨県甲府市丸の内一丁目二十番八号 株式会社山梨中央銀行	収納した自動車税を山梨県の歳入とするための収納情報の作成	同
東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブニーイレブン・ジャパン	直営店舗及び加盟店舗における自動車税の収納事務	同
東京都千代田区岩本町三丁目十番一号 山崎製パン株式会社	同	同
東京都豊島区東池袋三丁目一番	同	同

一 号 株式会社ファミリーマー ト	東京都品川区大崎一丁目十一番 二号 株式会社ローソン	東京都千代田区神田錦町一丁目 一番地 ミニストップ株式会社	広島県広島市安佐北区安佐町大 字久地六百六十五番地の一 株 式会社ポブラ	茨城県土浦市小松二丁目十三番 一号 株式会社コストアイ ースト	神奈川県横浜市中区日本大通十 七番地 株式会社スリーエフ	群馬県前橋市亀里町九百番地 株式会社セーブオン	愛知県名古屋市中区栄一丁目七 番三十四号 株式会社コスト ア	東京都中央区日本橋一丁目一番 一号 国分グローサースチエ ー株式会社	北海道札幌市中央区南九条西五 丁目四百二十一番地 株式会社 セイコーマート	愛知県稲沢市天池五反田町一番 地 株式会社サークルKサンク
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

ス	東京都港区港南一丁目八番二十 七号 株式会社しんきん情報サ ービス	同	同
---	---	---	---

● 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為  
に関する工事は、完了した。  
平成二十七年四月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
富士吉田市新屋字六本松一四三四の一、一四三五の一、一四三六の一、一四三六の  
八及び一四三七の一並びに新屋字下カジャ作一四三九の一、一四四〇、一四四一、  
一四四二、一四四三、一四四四、一四四五、一四四六、一四四七、一四四八、一四  
四九、一四五〇、一四五一、一四五二、一四五三、一四五四の一、一四五六の一  
部、一四五七の一、一四五八の二の一、一五〇一の一、一五〇一の内の一  
部、一五〇八の一、一五〇九の一及び一五一〇並びに上吉田字諏訪内五三三〇  
の一の一部、五三三二の一、五三三三の一、五三三三の一及び五三三四の一の区域  
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都目黒区中根二丁目三番十九号 株式会社 牧野フライス製作所 取締役社長  
牧野 二郎

● 都市計画の変更図書の縦覧  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二  
十条第一項の規定により都留市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、  
同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を  
次の場所において縦覧に供する。  
平成二十七年四月二十三日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 都市計画の種類  
都留都市計画公園
- 二 縦覧場所

## 人事委員会

● 第八十五回（平成二十七年年度）山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験会場の決定について  
第八十五回（平成二十七年年度）山梨県警察官A採用試験の第一次試験試験会場を次のとおりとする。

平成二十七年四月二十三日

山梨県人事委員会

委員長 中 矢 恵 三

区分	試験日	試験会場
第一次試験	平成二十七年五月十日（日） （教養試験・論文試験） （受付時間）午前八時三十分から午前八時五十分まで （受付場所）五十周年記念館・クリスタルタワー 1 南側	山梨学院大学 （甲府市酒折二丁目四一五）

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番